3 一般行政職の級別職員数等の状況

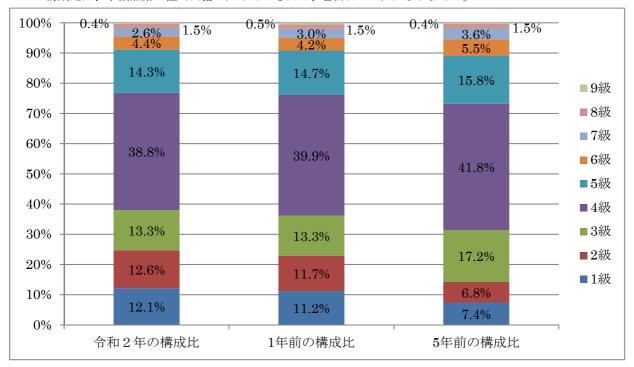
(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和2年4月1日現在)

本県における一般行政職の職員に適用される行政職給料表は、職務により 1 級から 9 級までの 9 区分に分かれており、これらは、10級制となっている国の行政職俸給表(-)の 1 級から 9 級までの区分と同じです。

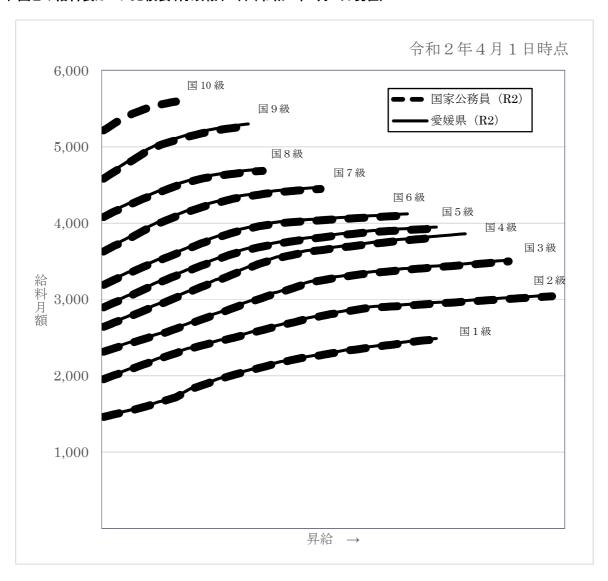
令和2年4月1日現在における級別職員数とその構成比は、以下のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額	
1級	主事・技師	476 人	12.1%	146,830 円	248,838 円	
2級	主事・技師	494 人	12.6%	196, 477 円	305, 721 円	
3級	主任・係長	521 人	13.3%	232, 657 円	351,750円	
4級	専門員	1,519人	38.8%	265, 521 円	386, 121 円	
5級	課長補佐・主幹	559 人	14.3%	291, 148 円	394, 965 円	
6級	課長	173 人	4.4%	320, 796 円	412, 251 円	
7級	参事	101 人	2.6%	364, 714 円	447, 124 円	
8級	局長	60 人	1.5%	410, 140 円	470, 943 円	
9級	部長	17 人	0.4%	460, 692 円	530, 137 円	
計		3,920 人	100.0%			

- 注1 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
 - 2 再任用職員は含んでいません。
 - 3 構成比は、小数点第2位で四捨五入しているため、合計は100%になりません。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和2年4月1日現在)



(3)昇給への人事評価の活用状況(愛媛県)

地方公務員法第40条に基づき、毎年12月1日現在を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施しています。

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
	活用している昇給区分	昇給可能	昇給実績が	昇給可能	昇給実績が
		な区分	ある区分	な区分	ある区分
	上位、標準、下位の区分	0	0	0	0
	上位、標準の区分				
_	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ (一律)				
ロ 人事評価を実施していない					
	活用予定時期				